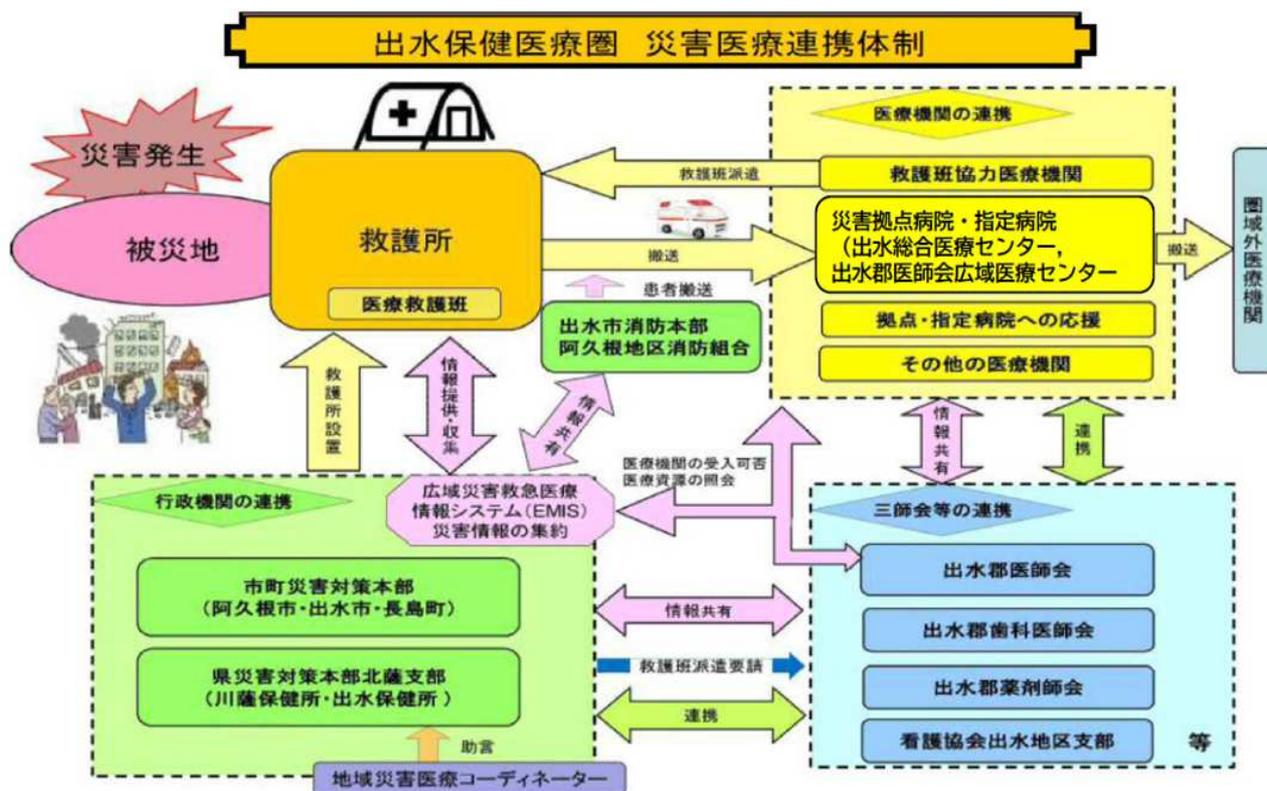


【図表資-5-126】出水保健医療圏 災害医療の医療連携体制図



[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-127】出水保健医療圏 災害医療の医療機能基準

災害医療の連携体制における役割・機能等	役割・機能等の内容
災害拠点病院・指定病院機能	重篤救急患者の救命医療，救護所等からの患者の受け入れ及び広域搬送への対応を行う。
災害拠点・指定病院への応援機能	拠点病院・指定病院への医療従事者の派遣，または自院での後方支援を担うことができる医療機関
救護班協力医療機関機能	救護班編成に医療従事者を派遣することができる。 ※救護所 ○市町村長等の要請を受け設置 ○応急医療や被災者に対する感染症の蔓延防止，衛生面のケア，メンタルヘルスケアを実施。
その他の医療機関機能	人工呼吸器対応医療機関 ○人工呼吸器を装着している在宅療養者への対応ができる。
	在宅酸素療養対応医療機関 ○災害時において在宅酸素療養者への対応ができる。
	透析治療対応医療機関 ○災害時において透析治療ができる。

[北薩地域振興局作成]